

第16回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
「会社の新株予約権等に関する事項」
「会計監査人の状況」
「会社の体制及び方針」
- 連結計算書類
「連結貸借対照表」
「連結損益計算書」
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「貸借対照表」
「損益計算書」
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」
- 監査報告書
「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
「計算書類に関する会計監査人の監査報告書」
「監査役会の監査報告書」

第16期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）
株式会社コレックホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年2月28日現在）

- ① 2017年1月18日開催の取締役会決議による新株予約権
 - 1. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
 - 2. 新株予約権の行使価額 1個につき840円
 - 3. 新株予約権の行使条件 ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
② 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- 4. 新株予約権の行使期間 2019年1月19日から2027年1月18日まで
- 5. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	4,620個	普通株式 27,720株	1名

- (注) 1. 2018年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割、及び2019年3月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合での株式分割を行っております。これにより「新株予約権の行使価額」、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
2. 当事業年度において、新株予約権の保有者数が減少しておりますが、これは主として役員の退任等に伴うものであります。

② 2023年8月10日開催の取締役会決議による新株予約権

1. 新株予約権の数 365個（新株予約権1個につき100株）

2. 目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,500株

3. 新株予約権の払込金額 払込を要しない。

4. 新株予約権の行使価額 1個につき33,400円

5. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使期間 2025年8月11日から2033年8月10日まで

7. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	365個	普通株式 36,500株	1名

（注）取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

③ 2024年3月14日開催の取締役会決議による新株予約権

1. 新株予約権の数 365個（新株予約権1個につき100株）
2. 目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,500株
3. 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
4. 新株予約権の行使価額 1個につき26,900円
5. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
- ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使期間 2026年3月15日から2034年3月14日まで

7. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	365個	普通株式 36,500株	1名

（注）取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2022年3月10日開催の取締役会決議による役員に対する有償新株予約権

1. 新株予約権の数 1,566個（新株予約権1個につき100株）
2. 目的となる株式の種類及び数 普通株式 156,600株
3. 新株予約権の払込金額 1個につき250円
4. 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
5. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとし、新株予約権者の主体的な放棄や退職により当該行使義務を回避することはできないものとする。

② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使期間 2022年3月29日から2032年3月28日まで

7. 当社役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
取締役（社外役員を除く）	1,386個	普通株式 138,600株	5人
社外取締役	72個	普通株式 7,200株	2人
監査役	108個	普通株式 10,800株	3人

（注）上記は新株予約権の交付時点における状況を記載しており、当事業年度末時点の保有状況を示すものではありません。

② 2022年3月10日開催の取締役会決議による使用人に対する無償新株予約権

1. 新株予約権の数 235個（新株予約権1個につき100株）
2. 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,500株
3. 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
4. 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
5. 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
6. 新株予約権の行使期間 2024年3月11日から2032年3月10日まで
7. 当社使用人に交付した新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交 付 者 数
当 社 使 用 人	235個	普通株式 23,500株	5人

（注）上記は新株予約権の交付時点における状況を記載しており、当事業年度末時点の保有状況を示すものではありません。

③ 2023年8月10日開催の取締役会決議による役員に対する有償新株予約権

1. 新株予約権の数 614個（新株予約権1個につき100株）
2. 目的となる株式の種類及び数 普通株式 61,400株
3. 新株予約権の払込金額 1個につき1,011円
4. 新株予約権の行使価額 1個につき33,400円
5. 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとし、新株予約権者の主体的な放棄や退職により当該行使義務を回避することはできないものとする。

② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 新株予約権の行使期間 2023年8月31日から2033年8月30日まで

7. 当社役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交 付 者 数
取締役（社外役員を除く）	614個	普通株式 61,400株	1人

（注）当該取締役は、当事業年度末において当社使用人の地位にあります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任パートナーズ総合監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

86,790千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

86,790千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会が有限責任パートナーズ総合監査法人の報酬等について同意した理由は、監査契約の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適正であると判断したためであります。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、前事業年度に係る追加報酬26,790千円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議しております。なお、当社は持株会社体制への移行後のグループ経営体制の整備及び内部統制の強化等の観点から、2026年4月14日開催の取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及びその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「コレックグループV A L U E」及び「コンプライアンス規程」を定め、周知することにより、当社グループの取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識を高め、コンプライアンスに準拠した行動をとることを徹底させる。また、当社グループの取締役及び使用人に対して、繰り返し、コンプライアンスに関する教育・研修を実施することで、当社グループの取締役及び使用人がコンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに準拠した行動をとることを徹底する。
 - b. 当社代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項を検討・審議し、当社取締役会メンバーに加え、当社技術本部長や内部監査室長等を含む関係者が出席し、当社グループのコンプライアンス体制の整備・確立を行う。
 - c. 全子会社に営業部門から独立した管理部を設置し、当社管理本部と子会社管理部のレポートラインを創設することで、より広範なリスク・機会を把握する体制を構築し、コンプライアンス及びリスク事項を早期に発見できる体制を構築する。
 - d. 「内部通報制度規程」を定め、当社グループにおいて社内及び社外に通報・相談窓口を設ける適切な内部通報制度の仕組みを構築し、これを周知することにより、コンプライアンス違反の早期発見及び早期是正を図る。
 - e. 業務執行ラインから独立した当社の内部監査室が、当社グループ（当社子会社の業務活動全般を含む。）のコンプライアンスの状況を監査する。
 - f. 金融商品取引法等に準拠し、当社及び対象子会社に、財務報告に係る信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするための体制（財務報告に係る内部統制）を整備し適正に運用する。
 - g. 「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め毅然として対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- a. 当社は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書その他の重要書類を関連資料とともに所定の年数適切に保管し管理する。
- b. 当社取締役又は当社監査役から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧に供することができる体制とする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 信用リスク、事業投資リスク、市場リスク、環境・社会リスクを含む様々なリスクの管理が当社グループの経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社管理本部がリスク管理の主管部署として、全てのリスクを総括的に管理する。当社担当本部長は、リスク管理の状況等について、取締役会に適宜報告する。
- b. リスク管理の実効性を確保するため、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社代表取締役社長を委員長、取締役会メンバー等を委員とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、定期的に開催する。コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、リスク管理の方針・体制の決定、リスク管理にかかるリスクの評価及び発生予防措置の検討等を行うとともに、大地震などの重要性・緊急性が高いリスク事象が発生し、当社グループの全体的な対応が必要である場合には、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会規程」に基づき、当社代表取締役社長又は当社管理本部長の指示の下、対策本部を設け、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会と協働しながら、迅速かつ適切に対応にあたる。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき、当社グループの取締役及び執行役員の役割分担、社内各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定のルール等を定めるとともに、当社グループの効率的・合理的な経営計画及び事業戦略・事業計画（連結ベース）を策定し推進するために、経営会議等を活用し、グループ全社的な業務の効率化を実現する体制を整備する。また、当社グループ全体に影響を与える当社の子会社等の重要事項について、「取締役会規程」及び「子会社管理規程」に基づき、当社取締役会において決定する。
- b. 当社及び当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「子会社管理規程」に基づき、当社グループ内において、適切に職務権限の委譲を行い、適正かつ効率的な職務執行を確保する。

- c. 当社は、当社グループの会計システム等にかかる共通基盤を整備するとともに、子会社等に対して、財務、広報、人事管理、法務等の業務に係る支援を適切に行うことにより、当社グループの業務が効率的に行われる環境を整備する。

⑤ 子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- a. 子会社等の取締役は、「子会社管理規程」に基づき、子会社等の重要事項について、当社経営会議等に報告するものとし、当社グループ全体に影響を与える当社の子会社等の重要事項については、経営会議等に出席した担当取締役が月次で当社の取締役会に報告すべきものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項等

- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役との協議に基づき、当社管理本部に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- b. 監査役の職務を補助する使用人は、当該監査役の職務を補助するに当たって監査役から指揮・命令を受けた事項については、取締役及び上長等の業務執行組織の指揮・命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者による当社監査役への報告体制等

a. 重要会議への出席

- < 1 > 監査役は、取締役会、経営会議、各種委員会その他の当社グループの重要な会議に出席し、当社グループの取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 当社取締役の報告義務

- < 1 > 当社取締役は、定期的に、職務執行の状況を当社監査役に報告する。
- < 2 > 当社取締役は、当社監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ア. 当社グループの財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - イ. 当社グループの業績及び業績見通しの内容
 - ウ. 当社グループの内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - エ. 当社グループの行政処分の内容
 - オ. 上記に掲げるもののほか、当社監査役が求める事項

c. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人による報告等

＜1＞子会社の取締役、監査役及び使用人は、次に掲げる事項を当社監査役に対して、直接報告をすることができる。

ア. 子会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実

イ. 子会社の重大な法令又は定款違反の事実

＜2＞当社管理本部は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査役に対して報告する。

＜3＞内部監査室が内部監査により把握した当社グループに関する重要な情報や内部監査報告書について、速やかに当社監査役に報告し、連携を図る。

d. 当社監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

＜1＞当社監査役への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

＜2＞内部通報に関する規程及びその適切な運用により、当社グループの「コレックグループホットライン」への通報内容が当社監査役へ報告されたことを理由として、当該報告を行った当社グループの取締役及び使用人に不利益な取り扱いが行われないことを確保する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、会計監査人及び内部監査室と監査役の連携

＜1＞監査役は、代表取締役社長と定期的及び随時に意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

＜2＞監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的及び随時に情報交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に相談・助言を求めることができる機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は、前項に定める専門家への相談等に要する費用を含め、全て当社が負担する。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、上記の内部統制システムの概要に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループのコンプライアンスの確保及びリスク管理体制の強化

- a. 当事業年度において、当社グループのコンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、9回開催され、当社グループのコンプライアンス管理及びリスク管理に関わる課題並びに対応策を協議し決定するとともに、実効性のある管理体制の整備・運用に取り組んでおります。
- b. 当社グループの取締役及び使用人に対して、「コレックグループV A L U E」及び「コンプライアンス規程」の周知を行い、四半期に1度コンプライアンスに関する社内研修を実施いたしました。
- c. 「内部通報制度規程」に基づき、当社グループの内部通報制度として、当社管理本部長及び社外弁護士を窓口とする「コレックグループホットライン」を設置し、当社グループの役職員に周知の上、継続的に運用しております。なお、「内部通報制度規程」においては、内部通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止しております。
- d. 「反社会的勢力対策規程」に基づき、取引先の審査を行うこと等により反社会的勢力との関係の遮断を徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- a. 「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書その他の重要書類を関連資料とともに文書又は電磁的媒体に記録、保存しております。

③ グループの業務の効率性、適正性の確保

- a. 当事業年度において、当社取締役会は28回開催され、取締役（社外取締役2名）及び監査役（社外監査役3名）の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、当社グループの重要事項について決議が行われたほか、取締役等から、当社グループの業務執行につき報告を受けております。
- b. 当社経営会議については、2025年10月に会議体の見直しを実施し、以降新体制で毎月開催しております。当社取締役・常勤監査役・執行役員・管理本部各部長及び子会社取締役・子会社

管理部長（または副部長）が出席し、子会社の重要事項を含む、経営に関する重要事項について、報告・協議を実施しており、特に重要な事項はコンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び取締役会に報告・付議しております。

- c. 当社グループでは、取締役会で決議された「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「子会社管理規程」に基づき、当社グループ内において、適切な職務権限の委譲が推進されており、当社グループの取締役等は、委譲された職務権限に基づき、当社の事前承認事項、当社への報告事項等を踏まえて、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。
- d. 当社内部監査室は、当社及び当社子会社等の業務を内部監査し、内部監査の結果について、当社代表取締役社長、取締役・執行役員、管理本部長及び当社監査役に報告しております。

④ 監査役の監査体制

- a. 当社監査役は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の重要会議に出席し、また、重要会議資料及び稟議書類等の閲覧を通じて、監査の実効性を確保しております。
- b. 当社監査役は、当事業年度において、半期毎に当社代表取締役と面談を行っております。また、当社監査役は、四半期毎、会計監査人及び内部監査室と三様監査ミーティングを開催し、会計監査人及び内部監査室と連携を図っております。当社監査役は、会計監査人から監査計画の説明及び四半期毎のミーティング等で会計監査人の監査又はレビューの結果報告を受けることに加え、会計上の課題等についての意見交換を実施しております。
- c. 当社代表取締役と常勤監査役が各子会社幹部との定期面談を実施し、各社のリスク認識と今後の対策について定期的に協議を実施しております。
- d. 当社監査役は、子会社等に対しては、往査やWeb会議システムを活用したリモート監査等により十分なコミュニケーションを図り、適切な監査を実施しております。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 当社は、重要なグループ会社を金融商品取引法に基づく内部統制（J-SOX）の対象として、内部統制文書を作成し、毎年、整備・運用状況を評価しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要経営課題の一つと認識しており、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上を図るとともに、機動的な成長投資を見据えた適切な内部留保を維持しつつ、連結株主資本配当率（D O E）５％を目標とした安定的な配当を維持することを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2026年４月14日開催の取締役会において、下記の内容の剰余金処分議案を2026年５月27日開催予定の第16回定時株主総会において付議することについて決議いたしました。

① 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金９円 総額66,140,100円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年５月28日

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,678,863</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,854,731</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,460,042        | 買 掛 金                  | 140,480          |
| 営 業 未 収 入 金            | 1,145,941        | 短 期 借 入 金              | 480,000          |
| 商 品                    | 8,266            | 1 年 内 返 済 長 期 借 入 金    | 106,656          |
| 前 払 費 用                | 35,717           | 未 払 費 用                | 737,092          |
| 未 収 入 金                | 16,050           | 未 払 法 人 税 等            | 36,282           |
| 未 収 消 費 税 等            | 37,220           | 未 払 消 費 税 等            | 90,666           |
| そ の 他                  | 1,139            | 契 約 負 債                | 4,639            |
| 貸 倒 引 当 金              | △25,514          | 返 金 負 債                | 166,059          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>396,115</b>   | そ の 他                  | 92,854           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>11,484</b>    | <b>固 定 負 債</b>         | <b>147,240</b>   |
| 建 物 附 属 設 備            | 7,596            | 長 期 借 入 金              | 147,240          |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 3,887            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,001,971</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>86,726</b>    | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| の れ ん                  | 53,392           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,056,262</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 32,772           | 資 本 金                  | 53,982           |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 560              | 資 本 剰 余 金              | 596,162          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>297,904</b>   | 利 益 剰 余 金              | 406,116          |
| 長 期 前 払 費 用            | 4,579            | 新 株 予 約 権              | 16,744           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 133,782          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,073,007</b> |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 154,012          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,074,978</b> |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 11,131           |                        |                  |
| そ の 他                  | 5,530            |                        |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △11,131          |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,074,978</b> |                        |                  |

連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                                                                                               |   |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  | 金 額    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 売上<br>売上<br>販売<br>営業<br>営業<br>受<br>受<br>助<br>受<br>雑<br>営<br>支<br>支<br>雑<br>経<br>特<br>特<br>減<br>特<br>助<br>税金<br>法人<br>法人<br>当<br>親 | 上 |  | 原<br>利<br>一<br>般<br>利<br>収<br>取<br>外<br>費<br>損<br>別<br>損<br>調<br>代<br>行<br>申<br>請<br>負<br>担<br>等<br>調<br>整 | 高<br>価<br>益<br>費<br>益<br>益<br>利<br>数<br>収<br>入<br>用<br>利<br>数<br>損<br>益<br>補<br>失<br>費<br>金 | 息<br>料<br>入<br>金<br>入<br>息<br>料<br>失<br>却<br>却<br>金<br>金<br>失<br>用<br>金 | 3,043<br>2,018<br>2,755<br>10,000<br>1,547<br>8,847<br>2,109<br>1,587<br>10,677<br>12,278<br>82,000<br>2,296<br>86,470<br>61,094<br>55,300<br>△70,532 | 6,685,077<br>1,336,422<br>5,348,654<br>5,285,549<br>63,104<br>19,363<br>12,543<br>69,924<br>104,956<br>149,861<br>25,018<br>△15,231<br>40,250<br>40,250 |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                   | 上 |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  |        |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当期純利益                                                                                                                             |   |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  | 40,250 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益                                                                                                                   |   |  |                                                                                                            |                                                                                             |                                                                         |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                         |  |  | 40,250 |  |  |  |  |  |  |  |  |

連結株主資本等変動計算書

(2025年 3 月 1 日から)  
(2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株主資本合計    |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 52,230  | 594,411   | 424,511   | 1,071,153 | 11,674    | 1,082,827 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |           |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 1,751   | 1,751     | －         | 3,503     | －         | 3,503     |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －         | △58,645   | △58,645   | －         | △58,645   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | －       | －         | 40,250    | 40,250    | －         | 40,250    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －         | －         | －         | 5,070     | 5,070     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,751   | 1,751     | △18,395   | △14,891   | 5,070     | △9,820    |
| 当 期 末 残 高               | 53,982  | 596,162   | 406,116   | 1,056,262 | 16,744    | 1,073,007 |

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社C－c l a m p、株式会社サンジュウナナド、株式会社ノイアット、株式会社メルセンヌ、株式会社あんしんサポート、株式会社A o i e

なお、当連結会計年度において、連結子会社であったC o C o X i a 株式会社の全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産……………定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～20年

###### ② 無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、5年間で均等償却しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

### (5) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① エネルギー事業

エネルギー事業は主に、太陽光パネル・蓄電池の販売及び設置を行っております。顧客（施主）との契約に基づき、当社グループが太陽光パネル・蓄電池の販売及び設置についての義務を負っており、顧客（施主）が指定する場所に太陽光パネル・蓄電池の設置工事を完了し引き渡した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### ② アウトソーシング事業

アウトソーシング事業は、a. 他社請負業務とb. 自社サブスクリプションサービスに大別されます。

##### a. 他社請負業務

他社請負業務は、Ⅰ．顧客（取引先企業）への消費者紹介、Ⅱ．顧客（取引先企業）の契約代行、Ⅲ．顧客（取引先企業）からの業務委託であり、支援内容に応じて収益を認識しております。

##### Ⅰ．顧客（取引先企業）への消費者紹介

顧客（取引先企業）との契約上、消費者を顧客に紹介する義務を負っており、消費者を紹介した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と、当社グループが紹介した消費者との商談が成立しなかった場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客（取引先企業）に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

##### Ⅱ．顧客（取引先企業）の契約代行

顧客（取引先企業）との契約上、顧客が販売する商材に関する契約代行の義務を負っており、顧客と消費者が契約を締結した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足後に顧客と消費者との間の契約が解除された場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

### Ⅲ. 顧客（取引先企業）からの業務委託

顧客（取引先企業）との契約上、顧客から受託した業務を行う義務を負っており、当社が受託した業務を実施完了した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### b. 自社サブスクリプションサービス

主に、契約期間にわたって顧客（一般消費者）にサブスクリプションサービスを提供する義務を負っており、サブスクリプションサービスの契約期間に応じて履行義務は充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

#### ③ メディアプラットフォーム事業

メディアプラットフォーム事業は、主に当社グループが運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. のれんの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、53,392千円（株式会社メルセンヌに係るのれん9,912千円、恋愛系メディアサイトに係るのれん25,848千円及びライフライン系メディアサイトに係るのれん17,631千円）を計上しております。

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

企業結合により取得したのれんは、被取得企業及び被取得事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業及び被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却しております。のれんを評価するにあたり、のれんの減損の兆候の有無を判定し、減損の兆候があると認められる場合、将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離等が含まれます。

##### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された連結子会社の事業計画を基礎としております。事業計画の主要な仮定は、主に対象メディアサイトの将来におけるPV（ページビュー）数の推移であり、過去の実績に基づいて算定しております。

##### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の予期しない市場環境の変化等により、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

133,782千円

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異等に対して、経営者によって承認された事業計画をもとに算出した一時差異等加減算前課税所得に基づき、回収可能性を判断して繰延税金資産を計上しております。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

一時差異等加減算前課税所得は、当社及び連結子会社の事業計画を基礎としております。各連結子会社の事業計画の主要な仮定は、主に営業人員数の増加であり、過去の採用実績等に基づいて策定しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の予期しない市場環境の変化等により、繰延税金資産の回収可能性に係る判断の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 返金負債の見積り

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

166,059千円

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

主に顧客と消費者との間の契約解除に応じて、将来顧客へ受け取った対価のうち返金が見込まれる額について、商材ごとの契約条件及び過去の消費者による契約解除実績等に基づく返金見込率を用いて算出した返金負債を計上しております。

#### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

返金負債の見積りにおける主要な仮定は将来の返金見込率であり、これは主に過去の商材ごとの消費者による契約解除実績及び顧客への返金実績等に基づいて算出しております。

#### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の予期しない市場環境の変化等により、商材ごとの消費者による契約解除数が過去の実績から大幅に乖離した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,672千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2. 当座貸越契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高  | 100,000千円 |
| 差引額     | －千円       |

- (2) 本当座貸越契約には、財務制限条項がついており、下記項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

株式会社ノイアット及び株式会社サンジュウナナドを連結子会社として維持すること。

### 3. コミットメントライン契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 300,000千円 |
| 借入実行残高        | 300,000千円 |
| 差引額           | －千円       |

- (2) 本コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記のいずれかの項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

- ① 年度決算期末における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 年度決算期末における連結損益計算書に示される経常損益の額が損失とならないこと。

**連結損益計算書に関する注記**

1. 損害補償金82,000千円  
連結子会社である株式会社A o i eの株式取得前より、同社が助成金代行申請手続において不適切な申請を行っていたことにより当社グループが被った損害に関連し、同社株式譲渡人から受け取る補償金であります。
2. 特別調査費用86,470千円  
連結子会社である株式会社A o i eによる助成金代行申請手続において不適切な申請の事実が判明したため、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家で構成された特別調査委員会を設置し、調査を行いました。当該特別調査委員会の調査費用等であります。
3. 助成金代行申請負担金61,094千円  
主に連結子会社である株式会社A o i eによる不適切な助成金申請を受け、当社グループが公益財団法人東京都環境公社に対して負担する金額であります。

**連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 発行済株式に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首 | 増 加    | 減 少 | 当連結会計年度末  |
|-----------|-----------|--------|-----|-----------|
| 普通株式（株）   | 7,330,700 | 18,200 | －   | 7,348,900 |

（注）発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使により18,200株増加したものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額      | 1株当たり配当 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|---------|------------|------------|
| 2025年5月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 58,645,600円 | 8円      | 2025年2月28日 | 2025年5月29日 |

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額      | 1株当たり配当 | 基準日        | 効力発生日      |
|-------|-------|-------------|---------|------------|------------|
| 普通株式  | 利益剰余金 | 66,140,100円 | 9円      | 2026年2月28日 | 2026年5月28日 |

（注）2026年5月27日開催の定時株主総会の議案として提案する予定であります。

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数  
普通株式299,060株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定し、個別債権の期日管理を行っております。また、敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金（1年内返済予定含む）は、運転資金の調達を目的に行っており、返済期日は5年以内であります。なお、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 連結貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|-------------|------------|-----------|--------|
| (1) 営業未収入金  | 1,145,941  |           |        |
| 貸倒引当金       | △25,514    |           |        |
| 営業未収入金（純額）  | 1,120,426  | 1,115,814 | △4,611 |
| (2) 敷金及び保証金 | 154,012    | 153,791   | △220   |
| 資産計         | 1,274,438  | 1,269,606 | △4,832 |
| 長期借入金(*2)   | 253,896    | 253,896   | —      |
| 負債計         | 253,896    | 253,896   | —      |

(\*1)現金及び預金、未収入金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2)1年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |           |      |           |
|---------|------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 営業未収入金  | －    | 1,115,814 | －    | 1,115,814 |
| 敷金及び保証金 | －    | 153,791   | －    | 153,791   |
| 資産計     | －    | 1,269,606 | －    | 1,269,606 |
| 長期借入金   | －    | 253,896   | －    | 253,896   |
| 負債計     | －    | 253,896   | －    | 253,896   |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 営業未収入金

営業未収入金の時価は、回収期間が短期のものは、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、回収期間が長期のものは、債権額と入金までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価には、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、変動金利により短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                | 報 告 セ グ メ ン ト |            |                |           | そ の 他  | 合 計       |
|----------------|---------------|------------|----------------|-----------|--------|-----------|
|                | エネルギー事業       | アウトソーシング事業 | メディアプラットフォーム事業 | 計         |        |           |
| 営業代行手数料        | －             | 2,069,682  | －              | 2,069,682 | －      | 2,069,682 |
| 商品売上高          | 1,595,054     | 1,032,364  | －              | 2,627,418 | －      | 2,627,418 |
| 不動産仲介手数料       | －             | －          | 1,473          | 1,473     | －      | 1,473     |
| 広告収入           | －             | －          | 1,879,553      | 1,879,553 | －      | 1,879,553 |
| ユーザーからの課金による収入 | －             | －          | 4,694          | 4,694     | －      | 4,694     |
| その他            | －             | 30,328     | 29,520         | 59,848    | 42,406 | 102,254   |
| 顧客との契約から生じる収益  | 1,595,054     | 3,132,375  | 1,915,242      | 6,642,671 | 42,406 | 6,685,077 |
| 外部顧客への売上高      | 1,595,054     | 3,132,375  | 1,915,242      | 6,642,671 | 42,406 | 6,685,077 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 (5)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債（期首残高） 44,391千円

契約負債（期末残高） 4,639千円

(注) 契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。契約負債の期首残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 143円73銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 5円49銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、2026年3月12日開催の取締役会においてコミットメントライン契約の締結について決議し、2026年3月27日付で契約を締結しております。

### 1. コミットメントライン契約締結の目的

本契約の締結は、今後の高成長に備えた成長資金を確保するため、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築することを目的としております。

### 2. コミットメントライン契約の概要

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 契約締結先  | 株式会社りそな銀行                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (2) 借入極度額  | 1,000,000千円                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (3) 契約締結日  | 2026年3月27日                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (4) 契約期間   | 2026年3月31日から1年契約（2年の延長オプション付）                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (5) 支払金利   | 基準金利＋スプレッド                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (6) 資金使途   | 運転資金                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (7) 担保     | 無担保、無保証                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (8) 財務制限条項 | ①本契約締結日以降の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。<br>②本契約締結日以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。<br>③本契約締結日以降の決算期における連結の貸借対照表における自己資本比率を25%以上に維持していること。<br>④本契約締結日以降の決算期における連結の貸借対照表に基づき算出されるネットD/Eレシオが0.6倍以内であること。<br>⑤本契約締結日以降の決算期の末日における運転借入金の合計額が、現預金並びに所要運転資金の合計額以内であること。 |

### （譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2026年4月14日開催の当社取締役会（以下、「取締役会」という。）において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（以下、「取締役」という。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することとし、本制度に関する議案を2026年5月27日開催予定の当社第16回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしました。

## 1. 本制度の導入目的等

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上に対するインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的としております。

本制度に基づく譲渡制限付株式の割当は、対象取締役に対して金銭報酬債権を報酬として支給し、当該金銭債権の現物出資により当社普通株式を割当てて方法により行われるため、本制度の導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、取締役の報酬等の額は、2014年5月29日開催の当社定時株主総会において、報酬枠として年額500,000千円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の割当のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

## 2. 本制度の概要

### （1）譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込みます。これに際し、当社は当社の普通株式を新株式の発行（以下「発行」という。）又は自己株式の処分（以下「処分」という。）により、譲渡制限付株式として対象取締役へ割当てることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭報酬債権の総額は、

1. （1）の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内といたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して当社が発行又は処分する当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の割当のための金銭報酬債権の具体的な支給額については、取締役会において決定いたします。

また、本割当株式の1株当たりの払込金額（割当時株価）は、本割当株式の割当に係る各取締役会決議の日の東京証券取引所における前取引日の当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

### （2）本割当株式の総数

本割当株式の総数は、年73,500株以内とします。但し、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（株式無償割当を含む。）、株式併

合その他これらに準じた、割当てる本割当株式の総数の調整を必要とする場合には、当該効力発生日以降、当該本割当株式の総数を、分割比率・併合比率等に応じて合理的な範囲で調整するものいたします。

(3) 譲渡制限期間

本割当株式については、割当日から、対象取締役が取締役会が定める正当な事由により当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、使用人の地位（以下、「当社における地位」という。）のいずれをも喪失するまでの間、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものいたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約

本制度に基づき本割当株式として発行又は処分する当社普通株式の割当に当たっては、当社と対象取締役との間で①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）本割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

なお、本割当株式は、譲渡制限期間中に第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当該期間中は、対象取締役が株式会社ＳＢＩ証券に開設する専用口座で管理される予定であります。

# 貸 借 対 照 表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>760,134</b>   | <b>流 動 負 債</b>         | <b>808,083</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 386,605          | 短 期 借 入 金              | 480,000          |
| 営 業 未 収 入 金            | 105,352          | 1 年 内 返 済 長 期 借 入 金    | 106,656          |
| 関 係 会 社 債 権            | 210,780          | 未 払 金                  | 9,038            |
| 前 払 費 用                | 20,804           | 未 払 費 用                | 196,061          |
| 未 収 消 費 税 等            | 22,583           | 未 払 法 人 税 等            | 1,062            |
| 未 収 入 金                | 15,127           | 預 り 金                  | 14,788           |
| そ の 他                  | 40               | そ の 他                  | 477              |
| 貸 倒 引 当 金              | △1,158           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>147,240</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,057,205</b> | 長 期 借 入 金              | 147,240          |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>10,806</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>955,323</b>   |
| 建 物 附 属 設 備            | 7,312            | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 3,493            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>845,271</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,183</b>     | 資 本 金                  | 53,982           |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 5,183            | 資 本 剰 余 金              | 596,162          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,041,215</b> | 資 本 準 備 金              | 320,072          |
| 関 係 会 社 株 式            | 300,856          | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 276,090          |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 1,370,000        | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>195,126</b>   |
| 長 期 前 払 費 用            | 4,579            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 195,126          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 75,559           | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 195,126          |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 26,688           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>16,744</b>    |
| 長 期 未 収 入 金            | 48,936           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>862,016</b>   |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 11,000           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,817,340</b> |
| そ の 他                  | 30               |                        |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △796,434         |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,817,340</b> |                        |                  |

損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から)  
(2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目             |     | 金 額     |           |
|-----------------|-----|---------|-----------|
| 営 業 収 益         | 高 料 | 822,481 | 1,736,577 |
|                 | 導 指 | 914,095 |           |
| 営 業 費 用         | 利 益 |         | 149,578   |
|                 | 費 用 |         | 1,586,999 |
| 営 業 外 収 益       | 利 益 |         | 1,435,666 |
|                 | 利 益 |         | 151,332   |
| 営 業 外 費 用       | 利 益 |         | 26,149    |
|                 | 利 益 |         |           |
| 営 業 外 費 用       | 利 益 |         | 12,207    |
|                 | 利 益 |         |           |
| 経 常 利 益         | 利 益 |         | 165,274   |
|                 | 利 益 |         |           |
| 特 別 利 益         | 利 益 |         | 392,677   |
|                 | 利 益 |         |           |
| 特 別 損 失         | 利 益 |         | 694,970   |
|                 | 利 益 |         |           |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 | 利 益 |         | 137,019   |
|                 | 利 益 |         |           |
| 当 期 純 損 失       | 利 益 |         | 80,055    |
|                 | 利 益 |         |           |

# 株主資本等変動計算書

(2025年 3 月 1 日から)  
(2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |                                 |              |                | 新株予約権  | 純資産合計    |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|---------------------------------|--------------|----------------|--------|----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金                       |              | 株 主 資 本 計<br>合 |        |          |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰 余 金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |                |        |          |
| 当 期 首 残 高               | 52,230  | 318,320   | 276,090        | 594,411      | 333,827                         | 333,827      | 980,468        | 11,674 | 992,143  |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |                                 |              |                |        |          |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 1,751   | 1,751     | －              | 1,751        | －                               | －            | 3,503          | －      | 3,503    |
| 剰 余 金 の 配 当             | －       | －         | －              | －            | △58,645                         | △58,645      | △58,645        | －      | △58,645  |
| 当 期 純 損 失               | －       | －         | －              | －            | △80,055                         | △80,055      | △80,055        | －      | △80,055  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | －       | －         | －              | －            | －                               | －            | －              | 5,070  | 5,070    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 1,751   | 1,751     | －              | 1,751        | △138,700                        | △138,700     | △135,197       | 5,070  | △130,126 |
| 当 期 末 残 高               | 53,982  | 320,072   | 276,090        | 596,162      | 195,126                         | 195,126      | 845,271        | 16,744 | 862,016  |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 4～20年

(2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

## 5. 収益の計上基準

当社は事業持株会社であり、(1)各事業子会社を管理・監督する持株会社としての機能に基づく経営指導業務に加え、自ら営む事業として、(2)顧客との契約に基づくアウトソーシング事業、(3)顧客との契約に基づくメディアプラットフォーム事業の3つから収益が構成されております。これらに関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 各事業子会社に対する経営指導

当社が各事業子会社に対して、契約内容に応じた業務（経営や事業運営に関する助言及び受託業務等）を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

### (2) アウトソーシング事業

顧客（取引先企業）からの業務委託

顧客（取引先企業）が実施する業務の受託代行の義務を負っており、当社が受託した業務を実施完了した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

### (3) メディアプラットフォーム事業

メディアサイトの運営業

当社が運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社貸付金の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金：1,370,000千円

関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金：785,000千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社長期貸付金の評価は、当該会社の財政状態、過去の経営成績及び将来の事業計画の実現可能性を考慮し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社貸付金の回収可能性は、経営者によって承認された連結子会社の事業計画及び資金計画を基礎として判断しております。各連結子会社の事業計画及び資金計画の主要な仮定は、主にウェブ広告等を通じた新規受注の獲得及び営業人員数の増加であり、広告投資及び人員採用に関する過去の実績に基づいて策定しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の予期しない市場環境の変化等により、各連結子会社の事業計画及び資金計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

75,559千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 3. 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

300,856千円

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の有する関係会社株式（市場価格のない株式等）については、期末日までに入手し得る直近の純資産額等から算定された実質価額に基づき減損判定を行い、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額と実質価額の差額を評価損として計上しています。実質価額の回復可能性の評価にあたっては、事業計画における将来獲得利益に基づき合理的な期間内に実質価額が取得価額まで回復すると見込まれるかについて検討を実施し、減損の可否を決定しております。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式に係る実質価額の回復可能性の判断は、経営者によって承認された連結子会社の事業計画における将来獲得利益を基礎としております。事業計画の主要な仮定は、メディアサイトの将来におけるPV（ページビュー）数の推移であり、過去の実績や広告施策効果等に基づいて策定しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の予期しない市場環境の変化等により、PV（ページビュー）数の推移が想定と異なり、連結子会社の事業計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 33,902千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 2. 当座貸越契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 100,000千円 |
| 借入実行残高  | 100,000千円 |
| 差引額     | －千円       |

- (2) 本当座貸越契約には、財務制限条項がついており、下記項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

株式会社ノイアット及び株式会社サンジュウナナドを連結子会社として維持すること。

### 3. コミットメントライン契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

|               |           |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 300,000千円 |
| 借入実行残高        | 300,000千円 |
| 差引額           | －千円       |

- (2) 本コミットメントライン契約には、財務制限条項がついており、下記のいずれかの項目に抵触した場合、借入先に対し、借入金を一括返済することとなっております。

- ① 年度決算期末における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 年度決算期末における連結損益計算書に示される経常損益の額が損失とならないこと。

### 4. 保証債務

当社の子会社である株式会社A o i eの太陽光パネル・蓄電池の仕入債務に対して、連帯保証を行っております。当事業年度末の残高は1,314千円であります。

当社の子会社である株式会社ノイアットが販売する新電力の商品に関する仕入債務に対して、連帯保証を行っております。当事業年度末の残高は111,901千円であります。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

経営指導料

914,095千円

売上高

141,165千円

営業取引以外の取引による取引高

11,972千円

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税

521千円

減価償却費超過額

695 //

資産除去債務

6,428 //

資産調整勘定

18,677 //

関係会社株式

112,099 //

貸倒引当金

282,255 //

税務上の繰越欠損金

128,753 //

その他

3,846 //

繰延税金資産小計

---

553,277千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

△66,192千円

将来減算一時差異に係る評価性引当額

△411,525 //

繰延税金資産合計

---

75,559千円

---

# 関連当事者との取引に関する注記

| 属 性 | 会社等の名称                   | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職 業                                   | 議決権の所有<br>(被所有) 割合<br>( % ) | 関 係 内 容    |            | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科 目               | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------------|------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|------------|------------|------------------------|--------------|-------------------|--------------|
|     |                          |                  |                                                   |                             | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                        |              |                   |              |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>C - c l a m p | 10,000           | 太 陽 光 発<br>電 ・ そ の<br>他 関 連 商<br>材 の 販 売          | 所有直接<br>100                 | 兼任<br>1 名  | 経営<br>管理   | 資金の貸付<br>(注1、2)        | 250,000      | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 410,000      |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 資金の回収<br>(注1、2)        | 50,000       |                   |              |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)   | 215,259      | 関係会社<br>債 権       | 31,719       |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 受 取 利 息                | 2,486        | 関係会社<br>債 権       | 308          |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 出向者人件<br>費の受取<br>(注4)  | 10,769       | 関係会社<br>債 権       | 1,171        |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | システム運営<br>料の受取<br>(注5) | 411          | 関係会社<br>債 権       | 41           |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 経費等の立替<br>(注6)         | 139          | 関係会社<br>債 権       | 139          |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 債権の譲受<br>(注7)          | 45,127       | —                 | —            |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>A o i e       | 9,990            | 太 陽 光 発<br>電 ・ そ の<br>他 関 連 商<br>材 の 販<br>売 ・ 工 事 | 所有直接<br>100                 | 兼任<br>2 名  | 経営<br>管理   | 資金の貸付<br>(注1、2)        | 360,000      | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 460,000      |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)   | 59,930       | 関係会社<br>債 権       | 45           |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 受 取 利 息                | 2,521        | 関係会社<br>債 権       | 508          |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | メディア運<br>営料の受取<br>(注8) | 1,350        | 関係会社<br>債 権       | —            |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | システム運営<br>料の受取<br>(注5) | 296          | 関係会社<br>債 権       | 281          |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 経費等の立替<br>(注6)         | 787          | 関係会社<br>債 権       | 787          |
|     |                          |                  |                                                   |                             |            |            | 連 帯 保 証<br>(注9)        | 1,314        | —                 | —            |

| 属 性 | 会社等の名称                      | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職 業                                                      | 議 決 権 の 所 有<br>(被所有) 割合<br>( % ) | 関 係 内 容    |            | 取引の内容                     | 取引金額<br>(千円) | 科 目               | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-----------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------|------------|---------------------------|--------------|-------------------|--------------|
|     |                             |                  |                                                                      |                                  | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                           |              |                   |              |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>ノ イ ア ッ ト        | 1,000            | 営業・販<br>売プロセスにお<br>けるアウトソー<br>シング受託業<br>務、コールセン<br>ターの運営、保<br>険代理店事業 | 所有直接<br>100                      | 兼任<br>1名   | 経営<br>管理   | 資金の回収<br>(注2)             | 100,000      | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | —            |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)      | 321,918      | 関係会社<br>債 権       | 41,957       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 受取利息                      | 784          | 関係会社<br>債 権       | —            |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | コンサル<br>ティング料の受<br>取(注10) | 2,000        | 関係会社<br>債 権       | 550          |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 出向者人件<br>費の受取<br>(注4)     | 23,415       | 関係会社<br>債 権       | 2,244        |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | システム運<br>営料の受取<br>(注5)    | 71,960       | 関係会社<br>債 権       | 18,782       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 経費等の立<br>替(注6)            | 53,233       | 関係会社<br>債 権       | 53,233       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 連 帯 保 証<br>(注9)           | 111,901      | —                 | —            |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>あ ん し ょ<br>サ ポ ト | 1,000            | 福利セ<br>レクトに関<br>する事業                                                 | 所有間接<br>100                      | 兼任<br>1名   | 経営<br>管理   | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)      | 4,994        | 関係会社<br>債 権       | 286          |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 営業債権<br>の代理<br>回収(注11)    | 6,500        | 関係会社<br>債 務       | 6,500        |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 経費等の立<br>替(注6)            | 1,289        | 関係会社<br>債 権       | 1,289        |
| 子会社 | 株式会社サン<br>ジュウナナド            | 10,000           | メディア<br>運営、マッ<br>チングア<br>プリの企<br>画・開発・<br>運営                         | 所有直接<br>100                      | 兼任<br>1名   | 経営<br>管理   | 資金の返<br>済(注1、2)           | 100,000      | 関係会社<br>長期貸付<br>金 | 500,000      |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)      | 302,135      | 関係会社<br>債 権       | 34,191       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 受取利息                      | 6,114        | 関係会社<br>債 権       | 438          |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 出向者人件<br>費の受取<br>(注4)     | 11,570       | 関係会社<br>債 権       | 11,570       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | システム運<br>営料の受取<br>(注5)    | 65,137       | 関係会社<br>債 権       | 14,226       |
|     |                             |                  |                                                                      |                                  |            |            | 経費等の立<br>替(注6)            | 4,214        | 関係会社<br>債 権       | 4,214        |

| 属 性 | 会社等の名称                   | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は 職業                 | 議決権の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関 係 内 容    |            | 取引の内容                      | 取引金額<br>(千円) | 科 目         | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------|------------|------------|----------------------------|--------------|-------------|--------------|
|     |                          |                  |                                |                          | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 |                            |              |             |              |
| 子会社 | 株 式 会 社<br>メルセンヌ         | 3,000            | メディア<br>運営、人<br>材紹介業           | 所有間接<br>100              | 兼任<br>1名   | 経営<br>管理   | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)       | 9,731        | 関係会社<br>債 権 | 556          |
|     |                          |                  |                                |                          |            |            | 営業債権<br>の代理回<br>収<br>(注11) | 29,071       | 関係会社<br>債 権 | 29,071       |
|     |                          |                  |                                |                          |            |            | 経費等の立替<br>(注6)             | 39,529       | 関係会社<br>債 権 | 39,529       |
| 子会社 | C o C o X i a<br>株 式 会 社 | 5,000            | 福祉用具<br>のレンタル・販売<br>及び住宅<br>改修 | 所有直接<br>100              | 兼任<br>1名   | 経営<br>管理   | 資金の回収<br>(注2)              | 20,000       | 関係会社<br>債 権 | —            |
|     |                          |                  |                                |                          |            |            | 経営指導<br>料の受取<br>(注3)       | 125          | 関係会社<br>債 権 | —            |
|     |                          |                  |                                |                          |            |            | 受取利息                       | 54           | 関係会社<br>債 権 | —            |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております（関係会社長期貸付金を除く）。

2025年5月30日付で当社が所有するC o C o X i a 株式会社の全株式を譲渡しております。本株式譲渡に伴い、当該会社は当社の連結子会社から除外しております。上記の議決権等の所有割合、関係内容については当該除外までの内容を記載しています。

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

1. 上記関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金785,000千円を計上しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 経営指導料の受取については、経営管理等の支援内容を勘案し、各社との協議の上決定しております。
4. 出向者人件費の受取については、実額を収受しております。
5. システム運営料の受取については、実額を収受しております。
6. 経費等の立替については実際発生額を精算したものであります。
7. 顧客から収受する予定である債権を当社が第三者弁済による方法にて、債権を引き受けております。
8. メディア運営料の受取については、協議の上定めた単価を基礎として決定しております。
9. 債務保証については、仕入債務等に対して債務連帯保証を行っており、取引金額には、保証債務の当事業年度末の残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。
10. コンサルティング料の受取については、実額を勘案し、協議の上決定しております。
11. 営業債権の代理回収については、手数料は発生しておりません。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「（重要な会計方針） 5．収益の計上基準」に記載の通りです。

## 1 株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額  | 115円02銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | △10円91銭 |

## 重要な後発事象に関する注記

（コミットメントライン契約の締結）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（コミットメントライン契約の締結）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（譲渡制限付株式報酬制度の導入）」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社コレックホールディングス  
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人  
東京都中央区

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 | 努  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 沖田 | 宗矩 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コレックホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コレックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年4月22日

株式会社コレックホールディングス  
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人  
東京都中央区

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 努

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 沖田 宗矩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コレックホールディングスの2025年3月1日から2026年2月28日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月22日

株式会社コレックホールディングス 監査役会

常勤社外監査役 濱 野 隆 ㊟

社外監査役 大 濱 正 裕 ㊟

社外監査役 穴 戸 純 子 ㊟

以 上